

# 總 則



# 総 則

## 目 次

第1節	計画の目的	1
第2節	防災の基本理念	2
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節	村の概況	9
第5節	過去の災害	10



## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、嬭恋村防災会議が策定するものであり、嬭恋村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して嬭恋村における風水害、雪害、火山災害、地震、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

## 第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、村並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

### 1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を参考にし、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

#### 1 孺 恋 村

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	避難の勧告又は指示に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	孺恋村防災会議に関すること。
16	孺恋村内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

#### 2 消 防 機 関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部 (西部消防署孺恋分署)	1 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整に関すること。 2 火災予防運動の総括に関すること。 3 防火対象物及び消防設備等の査察指導に関すること。 4 防火管理講習の実施に関すること。 5 予防広報、団体事務、建築物同意関係その他予防に関すること。 6 危険物の取締及び安全管理指導等危険物関係法令に関すること。 7 危険物製造所の災害事故調査及び保安広報に関すること。 8 消防力の配備運営、消防計画及び消防統計に関すること。 9 火災、災害の警戒防護、救急・救助に関すること。 10 消防相互応援協定に関すること。 11 消防水利・救急医療情報に関する警防関係事務に関すること。 12 消防通信及び気象観測に関すること。 13 その他消防業務に関すること。

3 群 馬 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
群馬県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する組織の整備に関する事。</li> <li>2 防災に関する訓練に関する事。</li> <li>3 防災に関する物質及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。</li> <li>4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。</li> <li>5 予報・警報の伝達に関する事。</li> <li>6 消防、水防その他の応急措置に関する事。</li> <li>7 被災者の救難、救助その他保護に関する事。</li> <li>8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。</li> <li>9 施設及び設備の応急復旧に関する事。</li> <li>10 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。</li> <li>11 清掃、防疫その他の保護衛生に関する事。</li> <li>12 緊急輸送の確保に関する事。</li> <li>13 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。</li> <li>14 災害復旧及び復興計画に関する事。</li> <li>15 群馬県防災会議に関する事。</li> <li>16 市町村その他県内の防災関係機関が行なう災害対策の総合調整に関する事。</li> </ol>
吾妻振興局 吾妻行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方部内の総合調整に関する事。</li> <li>2 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事。</li> <li>3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事。</li> <li>4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>5 市町村との連絡調整に関する事。</li> <li>6 緊急通行車両の確認事務に関する事。</li> <li>7 商工業に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>8 商工業に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>9 生活必需品の調達及び供給に関する事。</li> <li>10 その他部内各班に属しない事項に関する事。</li> </ol>
吾妻振興局 吾妻保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 飲料水の供給に関する事。</li> </ol>
吾妻振興局 吾妻農業事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 農業に係る災害応急対策に関する事。</li> </ol>
吾妻振興局 中之条土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 水防計画の実施に関する事。</li> </ol>
吾妻振興局 吾妻環境森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>4 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関する事。</li> </ol>
吾妻教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育に係る災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 学校教育に係る災害応急対策に関する事。</li> <li>3 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市町村への協力に関する事。</li> </ol>



4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>関東財務局 (前橋財務事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。</li> <li>2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。</li> <li>3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。</li> <li>4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。</li> <li>5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。</li> </ol>
<p>関東農政局 (前橋地域センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</li> <li>(2)農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</li> <li>(2)種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</li> <li>(3)主要食糧の需給調整に関すること。</li> <li>(4)生鮮食料品等の供給に関すること。</li> <li>(5)農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</li> <li>(6)土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</li> <li>(2)被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</li> </ol> </li> <li>4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</li> </ol>
<p>関東森林管理局 (吾妻森林管理署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。</li> <li>2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。</li> </ol>
<p>関東地方整備局 (利根川水系砂防事務所)</p>	<p>管轄する砂防・地すべり及び浅間山、草津白根山の火山噴火対策に資する計画、工事のほか、次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)防災対策の推進</li> <li>(2)危機管理体制の整備</li> <li>(3)防災教育の実施</li> <li>(4)防災訓練</li> <li>(5)再発防止対策の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</li> <li>(2)活動体制の確立</li> <li>(3)災害発生直後の施設の緊急点検</li> <li>(4)災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</li> <li>(5)災害発生時における応急工事の実施</li> <li>(6)二次災害の防止対策</li> <li>(7)ライフライン施設の応急復旧</li> <li>(8)地方公共団体等への支援</li> <li>(9)被災者・被災事業者に対する措置</li> <li>(10)災害発生時における広報</li> <li>(11)自発的支援への対応</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧等 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。</li> </ol>
<p>関東運輸局 (群馬運輸支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。</li> <li>2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</li> <li>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>

## 5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第 12 旅団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係情報資料の整備に関する事。</li> <li>(2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。</li> <li>(3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。</li> <li>(4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。</li> </ol> </li> </ol>

## 6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (三原郵便局) (大笹郵便局) (田代郵便局) (干俣簡易郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設などの保全に関する事。</li> <li>2 災害特別事務取扱に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除</li> <li>エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol> </li> <li>(2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置</li> </ol> </li> <li>3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項</li> </ol>
東日本電信電話(株) (群馬支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の保全に関する事。</li> <li>2 重要通信の確保に関する事。</li> </ol>
(株)NTTドコモ (群馬支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯電話設備の保全に関する事。</li> <li>2 重要通信の確保に関する事。</li> </ol>
日本赤十字社 (群馬県支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。</li> <li>2 救護所の開設及び運営に関する事。</li> <li>3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。</li> <li>4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。</li> <li>5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。</li> <li>6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。</li> <li>7 外国人の安否の調査に関する事。</li> <li>8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。</li> </ol>
日本放送協会 (前橋放送局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関する事。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関する事。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。</li> <li>4 放送施設に対する障害の排除に関する事。</li> <li>5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。</li> <li>6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社(万座・鹿沢口駅)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
日本通運	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)渋川支社	1 電力施設の保安の確保に関すること。 2 電力の供給の確保に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社)群馬県L P ガス協会	1 L P ガス設備の保安の確保に関すること。 2 L P ガスの供給の確保に関すること。 3 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
孺恋村土地改良区	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

## 8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関する事。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関する事。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。</li> <li>4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。</li> </ol>
J A 婦恋村吾妻森林組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同利用施設の保全に関する事。</li> <li>2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。</li> <li>3 県又は村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。</li> </ol>
病院経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。</li> <li>2 被災傷病者の救護に関する事。</li> </ol>
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。</li> </ol>
婦恋村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。</li> <li>2 義援金品募集及び配分に関する事。</li> <li>3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。</li> </ol>
婦恋村商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する支援に関する事。</li> <li>2 村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。</li> <li>3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。</li> <li>4 物価の安定についての協力に関する事。</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。</li> </ol>
危険物等施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等施設の保安の確保に関する事。</li> <li>2 周辺住民の安全の確保に関する事。</li> </ol>
建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事。</li> </ol>
農業用排水施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。</li> </ol>

## 9 自主防災組織

自らの地区又は施設の、防災業務を実施するとともに災害時における応急対策に努めるものとする。

## 第4節 村の概況

### 1 自然的特性

#### (1) 地勢

嬭恋村は群馬県の西北部に位置し、東は長野原町・草津町に、西・南・北の三方は長野県に接している。村の東部を除く外周には、浅間山・湯の丸・吾妻山（四阿山）・白根山などの標高2,000メートル級の山々が連なり、日本の大分水嶺をなしている。村の中央部を西から東に吾妻川が流れ、集落の大部分はこの流域に散在している。地質は火山灰土の腐食土壌が多く、高原野菜の適地となっている。

#### (2) 気象

気候の特徴は、高原地帯だけに夏でも涼しく年間の平均気温は8℃前後で、1日の温度差が大きい。特に気温・湿度は避暑に最適であり、軽井沢にまさる避暑地で、最近では浅間高原一帯が一大別荘地としても脚光を浴びている。

### 2 社会的特性

#### (1) 沿革

嬭恋村の歴史は、村内各地から発見される石器や土器などから、約6千年前の縄文時代にさかのぼる。以来、関東地方と中部高地の両縄文文化の影響を受けて著しい発達を遂げた。古代国家の成立する頃は、目立つ動きはみられなかったが、律令体制の末期とされる平安時代になると、各所に住居が造られ集落も形成されるようになった。

文献的史料によるとそのころの嬭恋村は、「三原庄」とか「吾妻庄」と言われ、信濃源氏の末裔とされる海野氏の支配下にあったとされる。鎌倉時代になると、海野氏の一族である下屋氏の治める地となり、やがて、その子孫である鎌原氏の支配する所となる。戦国動乱の世にあっては真田氏の領地となり、江戸幕府が成立すると真田氏の沼田藩領となった。その支配は天和元年（1681）の真田氏改易まで続き、その後は幕府直轄領となり明治維新まで代官所による支配が続いた。この間、江戸時代を中心とする時期には、上州と信州を結ぶ街道が整備され、沿道には宿場が設けられ、大笹には関所も置かれるなど、人馬の往来でにぎわった。

また天明3年（1783）には浅間山の噴火があった。噴火に起因する『岩屑なだれ』は、浅間山北麓に大きな災害を発生させ、特に鎌原村は犠牲者477名など壊滅的な被害を受けた。

明治22年の市町村制の施行に伴い、かつての田代・大笹・干俣・大前・門貝・西窪・鎌原・芦生田・今井・袋倉・三原の各村が合併して、現在の嬭恋村が誕生した。村名は、日本武尊と愛妻弟橘媛との間のロマンに満ちた伝説に由来する。

#### (2) 村づくり活動

嬭恋村は、村名の由来から“愛妻家というライフスタイルを世界に広めていこう”という文化活動を行う日本愛妻家協会の拠点となっている。また、その活動理念のもと村民自ら「愛妻の村」にふさわしい村にするための普及・啓発活動を行っている。村名の由来と生産量日本一のキャベツを活用したイベントの開催や、「愛妻家の聖地」としての村づくり活動の核となる「愛妻の丘」の整備を住民の手により実施するなど、住民と協働の村づくりを進めている。

## 第5節 過去の災害

嬬恋村において過去に発生した災害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

### 1 風水害

#### (1) 明治43年8月11日 明治43年 水害

概 要	8月6日から11日にかけて八丈島の北を通った台風によるもので、前橋において437.8mm、草津においては606.1mmという豪雨があった。
被 害	死者30人、行方不明者4人、負傷者16人 家屋全潰25棟、半潰7棟、破損20棟、浸水86棟、流失1棟 橋梁破壊30箇所、家畜支障12頭

#### (2) 昭和12年11月11日 小串鉱山 山津波

概 要	裏山に長さ1km、幅500mにわたって土砂崩れが起きた。精錬所の火が燃え広がり火薬庫の大爆発も引き起こされた。
被 害	犠牲者245人 土砂埋没家屋350戸(社宅70棟)

#### (3) 昭和24年8月31日～9月1日 キティ台風

概 要	キティ台風は、8月28日に南鳥島近海で発生し、31日10時頃八丈島を通過後、進路を北寄りに変え、19時過ぎ神奈川県小田原市の西に上陸した。その後東京西部、埼玉県熊谷市付近を通過して9月1日00時頃新潟県柏崎市付近から日本海に進んで、温帯低気圧となった。
前橋の極値	最低海面気圧31日22時10分982.2hPa、最大風速31日21時45分東24.4m/s、最大瞬間風速31日20時58分東33.5m/s、総降水量31日～1日90.5mm
被 害	家屋その他流失・崩壊5棟 吾妻川は極度に増水、西窪方面へ通ずる国道沿いの護岸は全域にわたって流失した。三原大橋左岸橋台裏も流され、交通不能となった。また、現在の西窪橋(当時はない)の付近から大前の唐沢橋(当時はない)のところまでの左岸に沿った国道と、長井河原の東電鉄管路から鹿沢発電所間の国道が流失した。

※引用元：気象庁HP 「災害をもたらした気象事例」

#### (4) 昭和25年7月28日 ヘリーン台風

概 要	7月28日夜から降り出した雨は、翌29日まで続いた。
被 害	死者1人、家屋流失1棟 草津鉄道左岸橋台の裏を侵食し、しとや旅館の床下半分崩落、三原大橋左岸上流の4棟が一瞬の間に吾妻川に流れ去った。さらに、竹渕製材所前の護岸200米が流出した。草軽電鉄橋も不通となり、芦生田側の電車線路及び県道ともに80米ほど崩落した。

#### (5) 昭和34年8月12日～8月14日 台風第7号

概 要	8月12日09時に硫黄島の南東海上で発生した台風第7号は、発達しながら速い速度で北上し、14日06時半頃駿河湾から静岡県富士川河口付近に上陸、10時には新潟県上越市付近を通過して日本海に入り、15日には弱い熱帯低気圧に衰えて沿海州に上陸した。
前橋の極値	最低海面気圧14日08時03分990.8hPa、最大風速14日08時20分東南東23.1m/s、最大瞬間風速14日07時39分東南東32.6m/s、総降水量12日～14日189.8mm
被 害	負傷者1人、家屋潰壊6棟、一部破壊6棟 各部落が被害を蒙った。

※引用元：気象庁HP 「災害をもたらした気象事例」

(6) 昭和 41 年 7 月 30 日 笹平地区 がけ崩れ

概 要	笹平地区の広範囲にわたるがけ崩れがあり、岩下一帯が土煙に覆われた。この崩落が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」制定の契機となったとされる。
被 害	死者 5 人

(7) 平成 13 年 9 月 8 日～9 月 12 日 台風第 15 号

概 要	台風第 15 号は、9 月 4 日南鳥島の南海上で発生し、発達しながら北上した。9 日、本州の南海上で勢力を弱めながら北東に向きを変え、11 日 09 時半ころ神奈川県鎌倉市付近に上陸した。台風は次第に弱まりながら、東京都から茨城県北部を経て海上に進み、12 日 15 時に千島列島付近で温帯低気圧に変わった。
前橋の極値	最低海面気圧 11 日 14 時 37 分 991.9hPa、最大風速 10 日 17 時 20 分東南東 8.7m/s、最大瞬間風速 10 日 07 時 59 分東南東 21.6m/s、総降水量 8 日～12 日 129.5mm
被 害	行方不明 1 人

※引用元：気象庁 HP 「災害をもたらした気象事例」

## 2 火 山

(1) 天明 3 年 4 月 9 日～7 月 8 日 天明浅間山噴火

概 要	群馬県と長野県境にある浅間山の北麓に在った旧鎌原村(現在の嬭恋村鎌原)は天明 3 年(1783) 8 月に起こった浅間山大噴火に起因する「土石なだれ」によって全村埋没した。村人 570 人の八割が犠牲となり、生き残ったのは高台にあった観音堂に避難した人々 93 人のみであった。土石なだれは吾妻川に流入して天明泥流となり利根川を押し下り江戸湾、銚子沖まで達した。この火山災害による犠牲者は 1,500 人に上った。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※引用元：内閣府 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 平成 18 年 3 月」

※記載内容は、嬭恋村内外の被害全体について示している。

## 3 火 災

(1) 昭和 13 年 11 月 29 日 田代 大火

概 要	村の中央から出火した。吾妻おろしの風により、火勢はつのもり、国道両側に飛び火し、村全域にわたって炎に包まれた。手押しポンプや器具が焼失するという状態の中、3 時間ほどで神社付近にて鎮火した。
被 害	死者 2 人、負傷者 21 人、罹災者総数 446 人 家屋全焼 69 棟、半焼 7 棟、倉庫全焼 18 棟、半焼 2 棟、蚕室全焼 10 棟、物置その他全焼 78 棟、損害額約 20 万(現在価値にすると 5 億円以上)

